

出荷制限と風評被害に負けず、施設栽培で原木しいたけを再生産

原発事故に起因する風評被害により、原木しいたけは施設栽培による生産物についても「事実上」出荷できない状況が続いていました。

今回、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート（以下「チェックシート」という。）」を遵守し、取引先の理解を得て原木しいたけ生産を再開した事例を報告します。

1 チェックシートの導入

大船渡市内で施設栽培を行ってきた生産者Y氏は、県が放射性物質低減ための管理手法をとりまとめた「チェックシート」が示されたことを受け、これに即して栽培することを決めました。

平成25年春植菌分から再生産することとし、普及職員と何度も検討を加えてチェックシートに沿った栽培を行いました。



ハウス内の原木しいたけ

2 販路の確保と安全性PR

取引先からの理解を得るため、平成25年10月に主要出荷先である地方卸売市場大船渡青果株式会社（以下「大船渡青果」という。）を訪問し、安全・安心なきのこ生産の取り組みと検査結果を説明しました。

大船渡青果からは取引を再開するとの回答があったうえ、原木しいたけは冬の食材として人気があることから、継続的な出荷を要請されました。



大船渡青果へ安全性をPR

3 おわりに

出荷制限や風評被害により生産を停止している生産者が多いなか、今回1人だけですが出荷再開できました。同市場への出荷は、出荷制限発出以降初で2年ぶりとなります。

今後は当事例を他の生産者に示し、1人でも多く生産再開できるよう取り組みを進める予定です。